

2009 年 10 月 14 日

日 本 銀 行

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、適格担保の担保価格等に関して金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、適格担保の担保価格等を見直すものです。

記

- 1 . 「適格担保取扱基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日決定）を別紙 1 のとおり一部改正すること。
- 2 . 「国債の条件付売買基本要領」（平成 14 年 9 月 18 日決定）を別紙 2 のとおり一部改正すること。
- 3 . 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成 16 年 4 月 9 日決定）を別紙 3 のとおり一部改正すること。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 中尾根（03-3277-3768）

金 融 市 場 局 福 田（03-3277-1272）

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

- 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1 . 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。）および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）

- （ 1 ）略（不変）
- （ 2 ）残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の~~9-8~~9 9 %
- （ 3 ）略（不変）
- （ 4 ）残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の~~9-5~~9 7 %
- （ 5 ）残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の~~9-3~~9 6 %
- （ 6 ）残存期間 3 0 年超のもの 時価の~~9-2~~9 5 %

1 - 2 . 変動利付国債

- （ 1 ）残存期間 1 年以内のもの 時価の~~9-9~~9 8 %
- （ 2 ） }
（ ） } 略（不変）
（ 4 ） }

1 - 3 . 分離元本振替国債および分離利息振替国債

- （ 1 ）略（不変）
- （ 2 ）残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の~~9-7~~9 8 %
- （ 3 ）略（不変）

(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 9-4 <u>9 6</u> %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	時価の 9-1 <u>9 4</u> %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの	時価の 8-8 <u>9 2</u> %

1 - 4 . 物価連動国債

(1) 残存期間 1 年以内のもの	時価の 9-8 <u>9 1</u> %
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9-7 <u>9 1</u> %
(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	時価の 9-6 <u>8 9</u> %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 9-4 <u>8 9</u> %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	時価の 9-2 <u>8 8</u> %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの	時価の 9-1 <u>8 7</u> %

2 . 政府保証付債券

(1) 略 (不変)	
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9-7 <u>9 8</u> %
(3) 略 (不変)	
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 9-4 <u>9 6</u> %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	時価の 9-2 <u>9 5</u> %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの	時価の 9-1 <u>9 4</u> %

3 . 略 (不変)

4 . 地方債

(1) 略 (不変)	
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9-7 <u>9 8</u> %
(3) 略 (不変)	
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 9-4 <u>9 6</u> %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	時価の 9-2 <u>9 5</u> %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの	時価の 9-1 <u>9 4</u> %

5 . 財投機関等債券

(1) 略 (不変)	
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9-6 <u>9 7</u> %
(3) 略 (不変)	

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの | 時価の 9-3 <u>9 5</u> % |
| (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの | 時価の 9-1 <u>9 4</u> % |
| (6) 残存期間 3 0 年超のもの | 時価の 9-0 <u>9 3</u> % |

6 . 社債

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 略 (不変) | |
| (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの | 時価の 9-6 <u>9 7</u> % |
| (3) 略 (不変) | |
| (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの | 時価の 9-3 <u>9 5</u> % |
| (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの | 時価の 9-1 <u>9 4</u> % |
| (6) 残存期間 3 0 年超のもの | 時価の 9-0 <u>9 3</u> % |

- | | |
|-----|------------|
| 7 . | } 略 (不変) |
| 8 . | |

9 . 資産担保債券

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 略 (不変) | |
| (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの | 時価の 9-6 <u>9 7</u> % |
| (3) 略 (不変) | |
| (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの | 時価の 9-3 <u>9 5</u> % |
| (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの | 時価の 9-1 <u>9 4</u> % |
| (6) 残存期間 3 0 年超のもの | 時価の 9-0 <u>9 3</u> % |

- | | |
|-------|------------|
| 1 0 . | } 略 (不変) |
| 1 1 . | |
| 1 2 . | |

1 3 . 外国政府債券

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 略 (不変) | |
| (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの | 時価の 9-6 <u>9 7</u> % |
| (3) 略 (不変) | |
| (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの | 時価の 9-3 <u>9 5</u> % |
| (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの | 時価の 9-1 <u>9 4</u> % |

(6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の~~9-0~~9 3 %

1 4 . 国際金融機関債券

(1) 略 (不変)

(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の~~9-6~~9 7 %

(3) 略 (不変)

(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の~~9-3~~9 5 %

(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の~~9-1~~9 4 %

(6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の~~9-0~~9 3 %

1 5 . }
() } 略 (不変)
1 7 . }

1 8 . 企業に対する証券貸付債権

(1) 略 (不変)

(2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の~~9-0~~9 1 %

(3) }
(4) } 略 (不変)

(5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの (満期が
応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の~~6-5~~7 0 %

1 9 . 不動産投資法人に対する証券貸付債権

(1) 略 (不変)

(2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の~~9-0~~9 1 %

(3) }
(4) } 略 (不変)

(5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの (満期が
応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の~~6-5~~7 0 %

2 0 . 政府 (特別会計を含む。) に対する証券貸付
債権

(1) 略 (不変)

- (2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の ~~9 3~~ 9 4 %
- (3) }
(4) } 略 (不変)
- (5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの (満期が
応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の ~~7 0~~ 7 5 %

2 1 . 政府保証付証書貸付債権

- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の ~~9 3~~ 9 4 %
- (3) }
(4) } 略 (不変)
- (5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの (満期が
応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の ~~7 0~~ 7 5 %

2 2 . 地方公共団体に対する証書貸付債権

- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の ~~9 3~~ 9 4 %
- (3) }
(4) } 略 (不変)
- (5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの (満期が
応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の ~~7 0~~ 7 5 %

(特則)

1 . から 1 4 . までに掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある
債券

- (1) 貸付債権担保住宅金融支援機構債券 時価の ~~9 2~~ 9 5 %
- (2) 略 (不変)

(附則)

この一部改正は、平成 2 1 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

- 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 略(不変)

ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの ~~1.007~~ 1.006

ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの ~~1.017~~ 1.014

ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの ~~1.024~~ 1.020

ホ. 残存期間 20 年超 30 年以内のもの ~~1.033~~ 1.029

ヘ. 残存期間 30 年超のもの ~~1.051~~ 1.036

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの ~~1.001~~ 1.014

ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの ~~1.007~~ 1.019

ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの ~~1.022~~ 1.026

ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの ~~1.022~~ 1.026

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの ~~1.013~~ 1.043

ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの ~~1.019~~ 1.049

ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの ~~1.025~~ 1.056

ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの ~~1.038~~ 1.063

ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの	1.051 <u>1.073</u>
ヘ．残存期間 30 年超のもの	1.057 <u>1.080</u>

2．売却の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ．略（不変）

ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.993 <u>0.994</u>
ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.984 <u>0.987</u>
ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.977 <u>0.981</u>
ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0.969 <u>0.972</u>
ヘ．残存期間 30 年超のもの	0.954 <u>0.967</u>

(2) 変動利付国債

イ．残存期間 1 年以内のもの	0.999 <u>0.987</u>
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.993 <u>0.982</u>
ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.979 <u>0.975</u>
ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.979 <u>0.975</u>

(3) 物価連動国債

イ．残存期間 1 年以内のもの	0.988 <u>0.960</u>
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.982 <u>0.956</u>
ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.976 <u>0.949</u>
ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.965 <u>0.944</u>
ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0.954 <u>0.936</u>
ヘ．残存期間 30 年超のもの	0.948 <u>0.931</u>

- 別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保価格

1. 受入の場合

- (1) 担保国債 (変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ. 略 (不変)

ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 99.3 <u>99.4</u> %
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 98.4 <u>98.7</u> %
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 97.7 <u>98.1</u> %
ホ. 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 96.8 <u>97.2</u> %
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	時価の 95.2 <u>96.6</u> %

- (2) 変動利付国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	時価の 99.9 <u>99.8</u> . 7 %
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 99.3 <u>98.2</u> %
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 97.9 <u>97.5</u> %
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 97.9 <u>97.5</u> %

- (3) 物価連動国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	時価の 98.8 <u>95.9</u> %
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 98.2 <u>95.4</u> %
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 97.6 <u>94.7</u> %
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 96.4 <u>94.1</u> %
ホ. 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 95.2 <u>93.2</u> %
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	時価の 94.6 <u>92.6</u> %

２．差入の場合

(１) 担保国債 (変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ．略 (不変)

ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 1 0 0 . 7 <u>1 0 0 . 6</u> %
ハ．残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	時価の 1 0 1 . 6 <u>1 0 1 . 3</u> %
ニ．残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 1 0 2 . 3 <u>1 0 1 . 9</u> %
ホ．残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	時価の 1 0 3 . 2 <u>1 0 2 . 8</u> %
ヘ．残存期間 3 0 年超のもの	時価の 1 0 4 . 8 <u>1 0 3 . 4</u> %

(２) 変動利付国債

イ．残存期間 1 年以内のもの	時価の 1 0 0 . 1 <u>1 0 1 . 3</u> %
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 1 0 0 . 7 <u>1 0 1 . 8</u> %
ハ．残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	時価の 1 0 2 . 1 <u>1 0 2 . 5</u> %
ニ．残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 1 0 2 . 1 <u>1 0 2 . 5</u> %

(３) 物価連動国債

イ．残存期間 1 年以内のもの	時価の 1 0 1 . 2 <u>1 0 4 . 1</u> %
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 1 0 1 . 8 <u>1 0 4 . 6</u> %
ハ．残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	時価の 1 0 2 . 4 <u>1 0 5 . 3</u> %
ニ．残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 1 0 3 . 6 <u>1 0 5 . 9</u> %
ホ．残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	時価の 1 0 4 . 8 <u>1 0 6 . 8</u> %
ヘ．残存期間 3 0 年超のもの	時価の 1 0 5 . 4 <u>1 0 7 . 4</u> %

(附則)

この一部改正は、平成 2 1 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

- 別表を横線のとおり改める。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）および国庫短期証券

(1) 略（不変）

(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.993 <u>0.994</u>
(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.984 <u>0.987</u>
(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.977 <u>0.981</u>
(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0.969 <u>0.972</u>
(6) 残存期間 30 年超のもの	0.954 <u>0.967</u>

2. 変動利付国債

(1) 残存期間 1 年以内のもの	0.999 <u>0.987</u>
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.993 <u>0.982</u>
(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.979 <u>0.975</u>
(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.979 <u>0.975</u>

3. 物価連動国債

(1) 残存期間 1 年以内のもの	0.988 <u>0.960</u>
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.982 <u>0.956</u>
(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.976 <u>0.949</u>
(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.965 <u>0.944</u>
(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0.954 <u>0.936</u>
(6) 残存期間 30 年超のもの	0.948 <u>0.931</u>

(附則)

この一部改正は、平成 2 1 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施する。